



秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（五二）
 ・雇用労働政策課）……………1

規 則

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年七月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十二号

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

秋田県立職業能力開発校規則（昭和五十一年秋田県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「訓練生の定員」を「入校の定員、総定員」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「訓練生の定員」を「入校の定員、総定員」に改める。

第十条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき、別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

| | | | | | |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------------|------------------------|
| 能力開発 発校の 名称 | 訓練科 | 入校の 定員 | 総定員 | 訓練 の期 間 | 入校の資格 高等学校 を卒業した |
|-------------------|-----|-----------|-----|---------------|------------------------|

| 秋田県 立秋田 技術専 門校 | | | | 秋田県 立鷹巣 技術専 門校 | | | |
|-----------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|------------|-----------|-----------|
| 第二種自動車整備科 | オフィスビジネス系OA事務科 | メカトロニクス系メカトロニクス | 第二種情報処理系システム設計科 | 建設機械運転転科 | 建築施工系木造建築科 | 第二種自動車整備科 | 第二種自動車整備科 |
| 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 |
| 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 二〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 |
| 二年 | 二年 | 二年 | 二年 | 六月 | 二年 | 二年 | 二年 |
| 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であること。 | | | | 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。 | | | |

| 秋田県 立大曲 技術専 門校 | | | |
|-----------------------------------|----------|------------|----------|
| 機械系機械加工科 | 電力系電気工事科 | 建築施工系木造建築科 | 塗装系建築塗装科 |
| 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 | 二〇人 |
| 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 | 四〇人 |
| 二年 | 二年 | 二年 | 二年 |
| 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であること。 | | | |

様式第一号中

入校願書

※受験番号

本人氏名 (白 署)
保護者氏名 (白 署)

年 月 日

入校願書

※受験番号

写真（出願前3月以内に無帽で上半身を正面から撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで、真に氏名及び志願科名を明記したものに限り。）をばってください。

年 月 日

本人氏名 (白 署)
保護者氏名 (白 署)

